

最初の六ページの都の補助金の給付費の補助金の関係でございますが、内訳を申し上げますと、結精分の補助金が四十六万五千円、育児手当が六十四万円、高額療養費が三百五十九万四千円となっております。これやはり貫井議員さんもおっしゃっております。療養費が三百五十九万四千円、一人一人大きく伸びたわけでございます。それから七ページの老人医療の助成の関係でございますが、本年度は一人一人九千六百円を見込みまして六百四十名を見込んでおります。ただ非常にふえてまいりましたのは、昨年の当初では国の七十歳以上の方々だけの関係で二百五十人、七十五歳以上を計上しておたわけでございますが、その後都で対象年齢を六十五歳まで引き下げてまいりましたので、その関係が多くなっておりますわけでございます。

それから一般会計からの繰り入れでございますが、確かに昨年度の当初よりも倍にはなっているわけでございますが、最初に入率を申し上げますと約三三%でございます。この繰り入れが多くなつた原因と申しますのもやはり老人医療の無料化あるいは医



療費改正算で急激に医療費が伸びてまいりました関係上、それから保険料が追いついていないというのがたいへん大きな原因であると思っております。なお今後繰り入れがどんどんふえるのかという質問でございますが、なるべくならば保険料の値上げはしたくないわけでございますが、今年二月の医療改定でいくらの医療費の伸びがあるか現在わかりませんが、その伸び方によってはやはり保険料の値上げ等も考えなくてはならないのではないかと考えているわけです。いずれにしても現在の保険料はこの市町村におきましても限度にきているような感じがいたします。

十五ページの保養施設費でございますが、昨年と同額を計上したわけでございますが、四十七年度の利用状況を申し上げますとおとが三十九人、子供が五人利用していただいております。パンフレット等もお渡ししましてPRはしているわけですが、この程度で足りるのではないかと思ひまして、昨年とおりの金額を計上したわけでございます。

それから十七ページの給与明細表のうち住居手当の関係でございます。

すが、これは一千五百円が三千円にふえた関係でふえてあります。
それから通勤手当につきましても、これは昔の異動で多少通勤
距離等の関係で少なくなっていると思います。

○一番（貫井 善代次君） 二ばかり再質問させていただきます。

先ほどの繰入金の件でございますが、加入率が三三％という説
明でございましてけれども、それに対して保険料はあまり値上げ
はしたくない。場合によっては値上げするようになるかも知れな
いけれども、このような説明であつては、これはご承知のように
一般会計からの繰入金で、三三％の加入者に対して、その額は少
ない額とはいえないのじゃないかと思うんです。したがって、この
関係に対して医療費の増高ということをいっておられましては、い
ても、それにはやはり保険料を多少上げざるを得ないという状況にな
るのじゃないかと、私はそういうふうに考えているわけですが、上げな
いでもって、上げなければ、こうなことをおすけれども、そういう面もさらに検
討して、こういう繰入金が増えたとおつてくるということはやはり住民
全体の問題と見なされて、一部のものに対する繰入金でありまして、

もちろん保険の関係ですから互譲の精神のもとに行なうということでも
やむを得ないといえども、やむを得ないと思ひますが、さういふ点は検討
していただきたいと要望いたします。

最後の十七ページの問題でございますけれども、三千円になつたということでは
居手当に一つはわかります。通勤手当は減額されてゐるんです
から、いまの説明では私の質問に対しての回答にはなつていないのでは
ないかと思ひます。通勤手当が前年より少くなつたということならわ
かりますが、前年より減額になつてゐるんですから、何かその原因で
あるか、いま一回その点をお尋ねいたします。

○市民課長（田村 忠雄君） ちよつと手元に資料がございまして、さういふ
わかりませんが、四十八年度は当初で余計に含んでありまして、ものを
四十八年度補正で減額しておかなくちゃならなかつたのではないかと思
ひます。

（了解と呼ぶ者あり）

○議長（石川 信義君） 以上で質疑を終わります。

○二番（小林 菊三君） この際、通勤費を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第二十八号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま小林 菊三君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第二十号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（石川信義君） ここでおはかりいたします。今日の会議時間は

午後五時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって今日の会議時

間は延長することに決定いたしました。

○議長（石川信義君） これより十分間休憩いたします。

午後四時二十八分 休憩

午後四時三十七分 開議

○議長（石川信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十九議案第二十九号 昭和四十九年度福生市公益質屋会計予算を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（福祉事務所長 森田 猛君 登壇）

○福祉事務所長（森田 猛君） ご指名がございましたので議案第十九号 昭和四十九年度福生市公益質屋会計予算につきまして説明申し上げます。

昭和四十九年度の公益質屋会計は、歳入、歳出それぞれ三百四十七万一千円と定めようとするものでございます。

ページによりまして内容を説明いたします。

歳入、事業収入といたしまして三百三十六万円でございます。これは貸付金利子が二百三十万円、あと六万円につきまゝては流賃物処分によります利子と手数料を見込んであります。なお公益質屋の基金は七百万円でございます。約三二%の回転率をみてあるわけでござい

ます。次に繰入金でございますが一般会計より九十万円を仰ぐうとするものでございます。これにつきまゝしては人件費の高騰によりましてどうしても不足を生ずるのでお願いをしたわけでござい

ます。繰越金が前年度二十万円、諸収入が一万一千円でござい

したがいまして歳入合計三百四十七万一千円に相なるわけでござい

ます。次に歳出について説明申し上げます。総務費といたしまして三百四十一万九千円、このうち人件費が約九%にあたります。三百十一万四千円でございます。残りの三十一万五千円はこの公益質屋の事業をやっているわけでござい

ますが、その中から需用費が約三万五千円で半分を占めてあるわけでござい

ます。以下が備費の五万円でござい

簡単でございますが説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上原案ご決定あらんことをお願いいたします。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑を終わります。

一番(貫井喜代次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十九号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) あはかりいたします。ただいま貫井喜代次君から所

定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託して審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することへご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よて議案第二十九号

は厚生委員会に付託することへ決定いたしました。

○議長（石川信義君）

次に日程第二十議案第三十号昭和四十九年度福生市福生都市計画事業福生地区画整理事業会計予算を議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（都市計画課長浅見裕康君 登壇）

○都市計画課長（浅見 裕康君） ご指名をいただきまして議案第三十号昭和四十九年度の土地区画整理事業会計の予算につき、ましてご説明申し上げます。

本年四十九年度はご案内のとおり多摩河原の最終年度に当たりまして、残保留地の処分を予算化してある関係で大幅に増額になっております。なおまた近々事業決定を予定されております福生駅東口土地区画整理事業が新たに本会計に計上されていることが特徴となっているわけでございます。

二ページによりまして概要をご説明申し上げます。

福生市議会

歳入は、分担金及び負担金は保留地処分金で多摩河原の処分金を主体に六億四千万円を計上いたしました。繰入金はやはり多摩河原の最終年度でございますまして三千百七十八万二千円の残金金額、その他加美平と東口を含めまして五千六百七十八万二千円と相なるわけでございます。繰越金は当面一百万円を計上させていただきます。諸収入につきましては、諸収入におきましては、預金利子三十万円のほかに議案第二十四号におきまして提案申し上げました公団に關係いたします債務負担行為の関連の五百九十四万円を含めまして、諸収入におきまして六百八十四万円を計上させていただきます。歳入合計が七億四千六百六十二万二千円と相なるわけでございます。

歳出でございますが、一款の総務費におきましては前年三名下にございますものが、東口地区画整理事業關係が本会計に計上されてきた関係で職員六名分を主体に一千四百九十四万二千円、事業費がやはり多摩河原を主体としたしまして六億八千五百四十四万八千円計上されております。内訳を若干補足いたしますと、加美平につきましては主たる支出といたしまして、公社委託料一千六百万



内、補償費関係で三千七十万円。夕摩河原地区におきましては公社の委託料五億三千百万円、それから特に工事請負費が今回予算に計上されておりました。街路樹、街路灯といったものがアフターサービス等も考えまして私のほうで直接発注するところ関係で五千五百九十万円ほど計上されております。このほかに補償費が四十万円、これらが主なものでございます。福生駅東口の関係につきましては委託料が六百万円を主体に当面当初におきましては六百四十四万円を計上しております。事業費合計が六億八千五百四十四万円と相なります。

次に三ページに移りまして諸支出金、これは最終年次五年を目ざしましてすでに完了しております、武蔵野台換地精算交付金でございます。八十万円を計上されておりました。最後に予備費が歳入、歳出調整しまして三百四十三万円計上しております。歳出合計七億四百六十二万二千円と相なるわけでございます。

なお債務負担行為におきましては、夕摩河原の最終年次がきまっております。今回は加美平区画整理事業関係のみが債務負担行

為として、詳細は表に記載してございます。

以上雑はくでございますが、議案第三十号につきましましてその内容の説明にかえさせていただけます。よろしくご審議をいただまして採案ご決定くださるようお願いいたします。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○四番（田村一郎君） お尋ねしますが、加美平の区画整理事業が二年

間延期しまして来年度完了するということになっておりますが、

まだ聞くところによりますと、裁判が続くおそれがあります。その裁判の結論がどうなるかわかりませんが、四八年度中に終われた裁判はどのような経過で終わっているかわかりません。それからこの裁判の結論で来年度完成できるかどうか、その見通し等を担当課長から詳細にご説明を願います。

○都市計画課長（浅見裕康君） 自席からお話しをさせていただきます。

答えさせていただきます。

加美平の裁判につきましまして、当面問題となっております事項はほ

とんどお終ひしてあります。しかしながら去年の後半から私の顧問弁護士が病床に臥してしましまして、二度ほど延期になっておりますが、その前にお聞きしまし、裁判の見通しとしましては、あと二度ほどやれば結審になるんじゃないかというふうな顧問弁護士さんのお話しでございます。

○四番（田村 一郎君） 二度ほどすれば結審がつくというが、その二度ほどはいつごろ終わるか課長の見通しをお願ひいたします。

○都市計画課長（浅見 裕康君） お答えいたします。

先生の病気が長く続くということになれば、当然私も単独に被告という形で出廷するという形になると思ひますが、二、三ヶ月様子をみまうということでは、いまのところ留保してあります。はお結審の見通しでございます。いまの時点で私個人の判断に立ちますれば裁判そのものは仮換地の指定無効確認という前提で起こされておりますので、それらの政策的な事項が審議されておしまして、基本的な事項はそれらを勘案して裁判官が判決を下すということにたなを思ひますので、ほとんどお終ひしているという前提に立ちますれば、と

れほどの歳月は必要ではないかと思ひます。

○五番（松山 清君） 二ほど質問いたします。

福生駅東口関係で六百万円の特許料を出すわけですが、これによつてどの程度の作業といえますか。進められるかということをお聞きしたいわけですが、それから加美平の問題ですけれども、五十年程度先となるわけですが、現在までどのように交渉してきたか、またこれからどのように話し合ひをしてくのか、その辺を具体的にお話し願ひたいわけですが、そういうことがまずければなかなか判断を下せないと思ひます。つまひうかにいふようにしていいのか、具体的にお聞かせいたしたいと思ひます。

○都市計画課長（浅見 裕康君） お答え申し上げます。

東口の公社への委託料は百万円でございますが、当面作業として行はれますのは審議会委員さんの選挙それから関係諸書の作成でございます。

はお地元とのお話し合ひをどうつくるといふことでございますけれども、進捗率が非常によろしいということになれば、さらに計画は三千万円程



なければ困るわけですが。今のような形では当然、長びくということになる
 と思います。まさに住民無視の典型みたいなものを。この加勢美平や
 っているわけですが。そういう点で住民の意向を十分聞いて、もうして解
 決していくという立場に立ててもらわなければ絶対に解決はつかないんじや
 ないかと思えます。そういうことをここで申し上げておきます。

議長（石川 信義君） 以上で質疑を終わります。

○一番 實井 喜代次君 この際動議を提出いたします。

ただいま議題とはっておりません。議案第三十号については建設委
 員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） おはかりいたします。ただいま實井喜代次君から

所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査せし
 められたい旨の動議が提出され、これが本動議のとおり決することによ
 り異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第三十号

は建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長（石川 信義君） 次に日程第五議案第三十一号昭和四十九年度福生市

公共用地会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 篠崎 俊夫君登壇）

○助役（篠崎 俊夫君） 議案第三十一号昭和四十九年度福生市公共用地会

計予算案について説明申し上げます。

本会計は地方自治法第二百四十一条第四項で定められております
 る基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、い
 れかれ毎会計年度の歳入、歳出予算に計上しなければならぬ旨の
 規定に基づきまして、土地開発基金の運用から生ずる収益とその管
 理費を計理にいたしまするため自治省通達に基づいて設置してある特別会
 計でございます。

昭和四十九年度当初における土地開発基金の未使用残高は、当該
 基金の総額でございます一億八千二百八十万円のうちの約六千万円とす

想されるのでございするが、この予算書の第二ページをご覧いただき、
まするとご理解いただけるやうに、予算の組み方としては前年とほぼ
同様、まず歳入予算におきましては、第一款繰越金として五万円、
第二款諸収入には預金利子収入として二万円、合計二十五万円を計
上いたしますとむね、なお次の歳出予算においては第一款総務費
として十九万五千円、このうちの十五万円は基金への追加積立金でござい
ます。次の第二款予備費において五万五千円、合計二十五万円を計
上いたうとするものでございまして、こうして歳入、歳出差し引き、
残高なりと相なつてゐる次第でございす。

ご審議をいただきまして原案におきける可決あらんことをお願ひ
申し上げ、本案の説明を終わらせていただきます。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行なひます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終わります。

○一番(貫井善代次君) この際動議を提出いたします。

福生市議会

ただいま議題となっております、議案第三十三号については建設委員会
に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おはかりをいたします。ただいま貫井善代次君から

所定の賛成者を得て本案は建設委員会に付託し、審査せしめられ
たい旨の動議が提出されましたが本動議のとおり決することへご異議ご
さいせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よつて議案第三十三号は

建設委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長(石川信義君) 次に日程第十二議案第三十三号昭和四十九年度

福生市水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(水道課長井上久男君 登壇)

○水道課長(井上久男君) ご指名によりまして議案第三十三号昭和四十九